

(陳受R7第12号)

令和8年度市町予算編成に際しての商工会助成について（要望）

受理年月日	令和7年12月1日
陳情者	山口市中央四丁目5番16号 山口県商工会連合会 会長 安倍 隆史

陳情の要旨

我が国経済は、長期的な停滞から脱し、本格的な成長型経済への転換期にある一方、歴史的な円安や原材料価格の高止まり、最低賃金引き上げへの対応など、地域の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

また、県内の商工会地域は主に中山間地域であり、人口減少と高齢化の著しい進展により地域経済の規模が縮小するという構造的な課題を抱えています。

こうした状況のなか、我々商工会は地元自治体や関係機関と連携を密にしながら、資金繰り支援をはじめ、創業・事業承継支援、生産性向上支援、防災・減災対策、さらにはデジタル対応や人材確保等、地域の実情に応じ多岐にわたる支援を実施しているところです。

特に、高齢化が進む地域では、円滑な事業承継を通じて地域に根差した事業の継続と雇用の確保を図る役割を担うなど、商工会活動は地域社会の担い手づくりや次世代の育成に繋がっていくことから、地方創生実現に向けた中核的な担い手としての商工会への期待は益々高まっています。

このため、我々商工会は、組織力を一層強化し、国・県・市町の施策情報等が全事業者へ充分行きわたるよう組織一丸となって対応するとともに、県内の中小企業・小規模事業者の持続的な発展に向けて各種事業を積極的に実施してまいります。

つきましては、我々商工会の総意を御賢察いただき、商工会及び商工会員の行う下記の事業について、貴職の特段の御配慮を賜りますよう要望申し上げます。

記

- I 中小企業・小規模事業者向け支援施策の大幅拡充
- II 地方創生実現に向けた支援施策の実施
- III 最低賃金の引き上げ等に伴う社会保険料等の負担軽減
- IV 災害からの復旧・復興とリスク管理の強化
- V 小規模事業者の活動を後押しする税制・金融制度の整備
- VI 小規模事業者を支える商工会の機能・組織力向上

# 「第65回商工会全国大会」 の決議の具体的な内容

## I. 中小企業・小規模事業者向け支援施策の大幅拡充

小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)では、中小企業・小規模事業者は雇用の約7割を占めるなど、地域経済を支える核心的存在であるとされた。中でも小規模事業者は、地域のコミュニティ維持や地域課題解決の中心的な役割を担う存在として位置づけられた。

また、高市総理大臣は、強い経済の実現、地方を伸ばし暮らしを守る、外交力と防衛力の強化を柱に政策を推進していくと述べられた。

激動する経済・経営環境の中、地域を支える中小企業・小規模事業者が自己変革を進め、稼ぐ力を高めることができるよう、次に掲げる支援施策の着実な実施を要望する。

### 1. 大型経済対策と補正予算の早期編成・実行

原材料価格や人件費の高騰、円安による輸入コスト上昇、米国による関税措置など、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にある。日本経済の新たな成長を切り開くため、地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援を重点とした、大胆かつ大型の経済対策を講じるとともに、戦略的な財政出動を行う補正予算を早期に編成・実行すること。

### 2. 小規模企業対策費等の拡充及び継続

#### (1) 伴走型小規模事業者支援推進事業費の確保

小規模事業者の事業継続と成長のためには、経営課題を的確に把握し、限られた経営資源を最大限に活用しながら、自己変革力を高めることが重要である。そのため、小規模事業者自ら経営計画の策定・実行、見直しを行うことが求められており、商工会による伴走支援が必要である。

については、地域の特性に応じた経営発達支援計画を適切に策定・実行し、それらの実効性をさらに向上させるため、伴走型小規模事業者支援推進事業費に十分な予算措置を行うこと。

また、経営発達支援計画の認定基準と伴走型事業の採択基準の見直し・連携においては、申請に係る事務負担軽減につながり、各商工会が伴走型事業を円滑に実行できる制度となるよう配慮すること。

#### (2) 制度改正等の課題解決環境整備事業の継続

経営資源の乏しい小規模事業者の生産性向上や働き方改革等の課題解決のために、商工会での窓口相談や講習会の実施、専門家派遣等の事業が効果的である。幅広い課題に対してきめ細かい専門的支援を提供できるよう、制度改正等の課題解決環境整備事業を継続すること。

### 3. 生産性革命推進事業の十分な予算措置

令和6年度補正予算で生産性革命推進事業（中小企業成長加速化補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・M&A補助金）が予算措置された。中小企業・小規模事業者の稼ぐ力を強化する上で極めて重要であることから、複数年度にわたり安定的に実施すること。

特に、小規模事業者にとって、新たな需要開拓等に資する小規模事業者持続化補助金（一般型・通常枠、創業型、ビジネスコミュニティ型、共同・協業型）は、伴走支援により事業成果を高めることができることから、十分な予算措置を講じること。

### 4. 事業環境変化対応型支援事業の継続

中小企業・小規模事業者への支援体制強化に資する事業環境変化対応型支援事業を今後も継続して実施するために複数年度化するとともに、補助対象となる支援テーマについては弾力的な運用を図ること。

### 5. 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援の拡充

#### （1）外交官等に対する商品PR事業の実施

国内需要が縮小する中、リソースの限られた小規模事業者にとって海外展開のハードルは高いことから、海外展開への機運の醸成やノウハウの取得、市場調査や現地バイヤーとの関係構築の契機とするため、自国での発信力・影響力の高い在日外交官等に直接商品をPRする事業に助成措置を講じること。

#### （2）海外バイヤーとの連携による日本産品の輸出の促進

海外への日本産品の輸出・販路拡大を支援するために、海外バイヤーや現地流通販売事業者とのネットワークを構築し、現地販売拠点を整備すること。また、展示商談会や商社等を通じた海外販路の拡大支援を行うこと。

#### （3）インバウンド特需を活用するための支援の実施

インバウンド需要で活況を呈する観光市場では、体験型サービス（コト消費）の需要が高まっていることから、地域の中小企業・小規模事業者が提供する体験型観光メニューの開発や観光商談会への参加に係る支援を行うこと。

#### （4）日本の加工品・農産物の輸出拡大支援の強化

海外における健康志向や日本文化への関心が高まり、高品質な日本産品が支持される今、円安をチャンスに変えるためにも海外販路に挑戦する機会を提供することが重要である。地域ブランドの構築、品質・安全基準への対応、物流の整備、商流と販路開拓支援、商工業者と農業者の連携を総合的に整備・支援する施策を講じること。

## (5) デジタル社会に対応する販路開拓の推進

電子商取引市場は引き続き拡大しており、デジタルツール等を活用した販路開拓は事業発展・継続に不可欠であることから、自社ECサイトの構築と効果的な運用に資するマーケティング支援を行うため、デジタル販路開拓支援推進のための助成措置を講じること。

## 6. 地域就労促進事業の実施

中小企業・小規模事業者の後継者を含む人手不足の解消策として、リモートワーク等の新たな働き方を活用した人材の共有が有効とされている。

特に、地方では人材不足が顕著であることから、教育機関との産学連携や企業間の人材交流等を通じ、多様なメニューからなる就労体験を通じて有効な人手不足解消策を見出す就業促進事業を実施すること。

## 7. 次世代地域リーダー育成事業の推進

地方の持続的な経済成長を支え、地域の中核となる人材を育成するため、若手経営者や後継者候補が一堂に会し、経営リテラシーやビジネスの事業遂行力を習得する機会を提供すること。さらに、地域資源等を活用して付加価値向上を実現させ、地域を牽引するリーダーを育成する事業を実施すること。

## 8. 中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）の掲載製品の拡充

中小企業・小規模事業者が直面する人手不足や生産性向上の課題に対応するためには、自社の業種や規模に応じた設備を柔軟に導入できることが重要である。このため、中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）の対象として注文可能な掲載製品の拡充を実施すること。

## II. 地方創生実現に向けた支援施策の実施

商工会地域においては、若年層の地方離れや都市部との賃金格差の拡大などにより、域内人口の減少が進行している。

また、小売・飲食・交通など生活に欠かせないサービスの縮小が進むだけでなく、後継者不足や労働力供給の減少も急速に進行するなど、極めて厳しい環境にある。

政府は本年6月に「地方創生2.0基本構想」を閣議決定したところであるが、これまでの発想にとらわれない地方創生策の実行により地域の産業基盤を強固にするとともに、起業・創業、事業承継等を重点的に支援し、地域経済に活力を生み出していく必要がある。

については、次に掲げる地方創生支援策の実施を強く要望する。

### 1. 起業・創業支援策の抜本的拡充

地方圏における起業・創業の機運を高め促進することは地域経済の活力創出に寄与することとなる。

については、創業者の開業資金・雇用コスト・設備投資を一体的に支援する「地方版スタートアップ資金パッケージ」等を創設し支援するとともに、商工会の支援を受けて創業し、継続して経営指導を受けている創業者については、創業後概ね5年程度、法人税・事業税の納税を猶予する制度を創設すること。

### 2. 地方中核企業育成支援の早期実施

地域経済への貢献度が高い売上高1億円超の地方の中核的な企業を増やすことは、地方創生の実現において極めて重要である。

このため、将来性や地域課題解決が期待できる中小企業・小規模事業者に対して、固定資産税の減免、新規雇用者人件費の助成、低利融資、補助金優先採択等の政策パッケージによる支援を講じること。

また、新地方創生交付金を中小企業・小規模事業者政策にも柔軟に配分し、地域の中小企業・小規模事業者の競争力強化、既存産業を守り強化するための施策等、分かりやすく具体的かつ効果的な支援策を早期に実施すること。

### 3. 人口減少地域における事業承継支援の強化

離島等の地理的条件の厳しい地域での事業承継ニーズを的確に把握するため、事業承継・引継ぎ支援センターによる巡回訪問や出張定期相談会の開催等、関係機関との連携強化を推進すること。

また、こうした地域での支援を強力に推進するため、都道府県商工会連合会に専門組織を設置し、全国的な支援体制を拡充・強化すること。

#### 4. 第三者承継に対する支援策の見直し

第三者承継では、譲渡側の経営者が事業承継後も一定期間関与し、ノウハウの提供や顧客との橋渡しを行うことが経営の安定化・成長に不可欠である。しかし、譲受側にとっては人件費負担が重く、十分な引継ぎが行われないケースも多い。また、小規模事業者の場合、M&Aプラットフォーム利用時の成約手数料やサポート費用の負担に加え、信用面での課題等も、取引環境整備の障害となっている。

については、第三者承継時に前経営者を雇用した場合の人件費助成や、事業承継・M&A補助金の補助率の引き上げ・補助下限額の引き下げ、信用保証制度の要件緩和等、小規模事業者がより利用しやすい制度となるよう見直しを行うこと。

#### 5. 商工業と一次産業との連携促進支援

地域経済は、商工業・建設業・観光業に加え、農業・漁業・林業等の一次産業が支えている。日本の底力を發揮するためにも、既存産業を守り強化するための効果的な施策を実施すること。

#### 6. 地方創生に向けた各種インフラの整備

コロナ禍以降、在宅勤務を含むモバイルワーク等も定着しつつあるが、若年労働力人口や外国人労働者にとって、デジタルインフラの整備状況が居住地選択の重要な要因となっていることから、国の政策としてデジタルインフラ整備に積極的に取り組むこと。

### III. 最低賃金の引き上げ等に伴う社会保険料等の負担軽減

最低賃金の引き上げや税・社会保障制度の見直しは重要な取り組みである一方、その負担は中小企業・小規模事業者に集中し、最低賃金の引き上げや保険料負担の増加は経営を圧迫している。持続的な賃上げを実現するため、価格転嫁の実効性確保や社会保険料負担軽減など、実態に即した総合的支援策の充実と早期実施を要望する。

#### 1. 最低賃金の大幅引き上げへの重点的な支援の実施

令和7年の地域別最低賃金は初めて全都道府県で1,000円を超える、全国加重平均は1,121円と昨年より66円高くなった。賃上げ余力の小さい中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保するため、価格転嫁対策、業務改善助成金の拡充及び要件緩和、小規模事業者持続化補助金等の生産性向上のための補助金、賃上げ促進税制、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の賃上げ貸付利率特例制度、事業者に対するプッシュ型の働きかけ・伴走支援体制を強化するとともに、生産性向上による賃上げ支援の集中期間を設けるなど、「賃上げ支援助成金パッケージ」の拡充を含めてあらゆる政策を総動員して支援すること。

#### 2. 納得感のある最低賃金審議の徹底

政府が経済財政運営方針の中で目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しないが、最低賃金を賃上げの道具として政治的に使うべきではない。

地方最低賃金審議会においては、隣県等との額差を過度に意識するあまり、法に定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）や地域の経済実態に基づく議論がなされず、結果として11県で10円以上、9県で5円以上、中央最低賃金審議会が示した目安を上回る金額で結審するという異常な事態となった。

実態を踏まえない最低賃金の引き上げは、設備投資や全体の賃上げ抑制や雇用の喪失等につながり、かえって地域経済の低迷を招く可能性も懸念される。政府においては、各都道府県の労働局を通じ、データに基づき納得感のある審議決定を徹底すること。

#### 3. 適切な価格転嫁ができる取引慣行の定着実現

価格交渉力が弱い中小企業・小規模事業者のために、公正な契約条件や価格交渉の場を確保するよう政府から周知・徹底するとともに、事業者間取引において適切な価格転嫁が行われる取引慣行の定着に向けて取り組むこと。

#### 4. 就業調整解消のための「年収の壁」引き上げなど一体的な制度改正の実施

就業調整解消のための制度見直しの議論が進められているが、令和7年度税制改正における所得控除の拡充により、就業時間を増やして所得を向上させる短時間労働者が増加し、人手不足解消への期待が高まっている。

一方、社会保障費の負担による手取りの減少を懸念し、社会保障加入を伴わない範囲に就業時間限定する動きも予想され、いわゆる「年収の壁」を引き上げた効果が十分に発揮されないことが危惧される。

については、就業調整の状況等を注視しつつ抜本的な解消に向けて、社会保険料の事業主負担の軽減を含めた税・社会保障制度の一体的かつ継続的な見直しを行うこと。

## 5. 中小企業・小規模事業者の社会保険料など各種負担軽減策の実施

中小企業・小規模事業者への負担を軽減し、中小企業・小規模事業者の積極的な事業展開を促すため、以下の措置を着実に実施すること。

- ・ 社会保障費の徹底的な歳出削減の実行
- ・ 協会けんぽの保険料率の抑制をはじめとする社会保険料負担の軽減
- ・ 事業主拠出金（子ども・子育て拠出金）の使途の見直しと拠出金率の引き下げ
- ・ 実質的に新たな負担を生じさせない、子ども子育て支援金制度の創設
- ・ 社会保障の適用拡大の影響を受ける事業主への支援の強化

## IV. 災害からの復旧・復興とリスク管理の強化

令和7年度も大雨等に伴う災害により、全国各地で河川の氾濫、土砂災害、家屋等の浸水など甚大な被害が発生した。被災した中小企業・小規模事業者は、急激な物価高や歴史的な円安、人手不足、エネルギー価格の高騰等により極めて厳しい経営環境に置かれているうえ、自然災害の追い打ちを受け、かつてないほどの苦境に直面している。

については、一日も早い復旧・復興の実現と、将来の災害リスクに備えた強靭な経営基盤づくりに向け、下記のとおり要望する。

併せて、災害時に被災中小企業・小規模事業者にとって指導施設として重要な役割を担う商工会館についても、国や都道府県等を通じて必要な支援措置が図られるよう強く要望する。

### 1. 被災事業者のための支援策の拡充実施と予算確保

中小企業・小規模事業者の早期復旧・復興を支援するため、以下の支援措置の創設・拡充、必要な予算の確保を図ること。

- ・ 被災事業者の復旧・復興の各段階に応じて、必要な支援策及び予算の増額措置を講じること
- ・ 必要に応じて、中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援補助金）相当の支援措置を講じること
- ・ 小規模事業者持続化補助金の災害支援枠を早期に適用すること
- ・ 自治体連携型補助金の措置を講じ、支援の枠組みの整備等を弾力的に運用すること
- ・ 災害発生時には、危機対応マル経融資を迅速に適用すること
- ・ 復旧・復興に必要な機材のレンタル費用を助成すること
- ・ 機械・設備等をリースで導入する場合は、負担を軽減する制度を創設すること
- ・ 所得税・法人税・消費税に係る納税猶予ならびに申告手続き等の延長及び簡素化等を講じること
- ・ 被災事業者向け各種補助金について、事業再建・存続のため各種補助率を4/5まで引き上げること
- ・ 被災により補助金を活用して整備した設備等が使用不能となった場合には、公募回が異なること等を条件に、同一補助金への再申請を認めること
- ・ 災害により休業を余儀なくされた場合等においては、従業員の給与相当分の助成をする雇用調整助成金の特例措置を速やかに講じること
- ・ 住家と事業所が一体化した建物の罹災証明の発行を弾力的に実施すること

## 2. 被災事業者を支援する支援体制の強化

### （1）災害対応特別経営指導員（仮称）の設置及び助成

平時は域内の経営指導に従事し、災害発生時には初動対応者として被災地域に赴き被災事業者への相談対応や補助金申請サポート業務を実施する災害対応特別経営指導員（仮称）の全国的な設置及び活動経費について、補正予算での措置または自治体連携型補助金で弾力的に運用できるよう制度の見直しを行うこと。

### （2）商工会館等の復旧

被害を受けた商工会の指導施設の修繕・建替え、復旧までの代替施設の賃料及び指導用車両等に対する助成制度を創設すること。

併せて、浸水で破損した車両・什器・備品についても、撤去費用を含め助成対象とすること。

## 3. 被災地域の面的な復興支援の実施

被災事業者の販路開拓や被災地域での消費・観光需要を喚起するため、復旧・復興の状況に応じて風評被害対策、ECサイトへの出品、プレミアム商品券の発行、宿泊料金の低廉化、観光誘客支援（復興割）、物産展・商談会等の実施による地域経済の復興加速化支援を講じること。

## V. 小規模事業者の活動を後押しする税制・金融制度の整備

地域経済の好循環を生み出す原動力となる中小企業・小規模事業者の事業活動を支えるためには、政府主導の税制・金融制度を通じた継続的かつ柔軟な支援が不可欠である。特に、円滑な事業承継を促す税制の整備や積極的な投資を後押しする特例措置の延長、資金繰りを支えるマル経融資等の継続は、地域経済の持続的成長に直結する重要施策であるため、次に記載する項目が実現されるよう強く要望する。

### 1. 円滑な事業承継に資する税制の整備

事業承継税制（特例措置）は、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継に大きく寄与しており、令和6年度税制改正で特例承継計画の提出期限が2年延長（令和8年3月末）された。しかし、地域経済を支え雇用維持に貢献してきた中小企業・小規模事業者の事業を次世代に円滑に引継ぐための施策が不可欠であるため、特例承継計画の提出期限の延長を検討すること。延長が困難な場合には、本特例措置の期限（令和9年12月）後を見据えた新たな特例措置の創設等を早期に検討すること。

また、特例経営承認期間（5年間）は毎年書類を作成し、都道府県と税務署双方に提出する必要があり、過度な事務負担が生じていることから、提出書類の一本化や提出先のワンストップ化など、利用者の事務負担軽減策を検討し必要な措置を講じること。

加えて、事業承継等に係る不動産取得税の特例措置の延長を行うこと。

### 2. 積極的な事業活動を促進する税制の特例措置の延長等

#### （1）租税特別措置等の延長

中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化し、事業活動を積極的に促進するため、次の租税特別措置について拡充・延長または恒久化等を要望する。

- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の上限額の引き上げ及び全額損金算入
- ・ 中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長
- ・ 地方拠点強化税制における税制優遇措置の拡充
- ・ 中小法人税率の軽減措置の恒久化
- ・ 償却方法の選択制や法定耐用年数を含む減価償却方法の見直し

#### （2）外形標準課税の中小法人への適用拡大に反対

外形標準課税は、資金繰りが厳しい赤字中小法人に対して新たな負担を強いることに加え、黒字中小法人が増税となる可能性がある。地域経済の活力減退となりかねないことから、外形標準課税の中小法人への適用拡大を行わないこと。

### 3. 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）等の継続

コロナ禍が収束し、商工会では組織としてマル経融資の再周知や貸付実績の積み上げを強化していることから、中小企業・小規模事業者の新たな事業展開等に向けた資金需要に対応するため、次の金融支援を行うこと。

- ・ 資金ニーズに対応できるようマル経融資の補給金を確実に確保すること
- ・ コロナ期に借入が増大した事業者に対し、条件変更や借換えによる資金繰り緩和、資本性劣後ローンの活用など、柔軟かつ迅速な対応を行うこと
- ・ 事業継続が困難な事業者に対して、返済猶予を含む強力な支援を実施すること

### 4. 中小企業・小規模事業者の政策決定を主管する新たな主務大臣の設置

日本経済の根幹を支える中小企業・小規模事業者への支援について、国を挙げて取り組む姿勢を国内外に示すため、中小企業・小規模事業者の振興発展を最優先に政策立案・実行を担う主務大臣を設置すること。

## VI. 小規模事業者を支える商工会の機能・組織力向上

中小企業・小規模事業者が経営者として必要なリテラシーを高め、経営力を向上させ自走できる体制を構築するためには、商工会等による伴走型支援が不可欠であり、そのための支援体制強化は喫緊の課題である。

また、小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）にも記載されているとおり、デジタルツールの活用による支援の質の向上や業務効率化、広域的な支援体制の構築を図るとともに、指導施設の整備等の施策が重要であることから、機能強化や体制整備に関する事項について次のとおり要望する。

### 1. 各種施策の実行支援を担う支援機関の機能強化

#### （1）経営指導員の支援事例やノウハウの共有化

小規模事業者支援を行う商工会における重要な資産である経営指導員の支援事例やノウハウを共有化するため、AI経営支援システムの実証実験事業への助成措置を行い、支援能力の向上・平準化及び業務効率化を図ること。

#### （2）広域指導員の設置

小規模事業者からの多種多様な相談に的確に対応し伴走支援するため、経営指導の平準化や支援機能の強化をサポートする広域指導員を既存の経営指導員とは別枠として設置すること。

#### （3）経営指導員等の人員増に向けた働きかけの強化

国の支援施策を十分に浸透させるためには、国や地方公共団体に加えて、商工会による支援を効果的かつ効率的に展開することが求められる。そのため、経営指導員等に関する設置基準を継続的に見直すとともに、経営指導員等の人員増員が全都道府県で進められるよう、中小企業庁主導の都道府県連絡会議等を通じて、支援体制の強化に向けた積極的な働きかけを行うこと。

### 2. 商工会館（支援拠点）の機能強化

地域の拠りどころの一つである商工会館は、その多くが老朽化しており、通常の経営支援に必要な機能の一部が失われている状況も発生している。

このような状況のもと、小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）では、商工会館の施設整備費等の事業費の確保に努めるとされ、小規模事業者の支援体制の充実を図る旨が記載されていることから、商工会館の移転や修繕、解体等を含む費用について、国や都道府県を通じて必要な財源を確保すること。